

4. 高齢者施設等における福祉用具管理・運用のあり方の検討

調査結果を踏まえて、高齢者施設等における福祉用具管理・運用のあり方について下記の論点を整理した。

4-1. 高齢者施設の現状と先進施設の比較による方向性の検討

福祉用語の利用に関する高齢者施設の一般的状況（主にアンケート調査結果）と先進施設の状況（主にヒアリング調査結果）を対照させ、違いが生じる背景を考察することで今後の方向性を検討した。

（1）高齢者施設における福祉用具の利用と管理の現状

（一般的状況）

- ・高齢者施設では、福祉用具の管理について組織的な対応を取っていない施設が過半数。
- ・福祉用具の管理は専門的な知識を背景に取り組むべきものとの認識は普及していない。
- ・福祉用具を適切に利用することで入所者の自立促進が実現できることの認識も普及していない。

（先進施設では）

- ・施設としての福祉用具活用の方針とそれに即した調達のパターンを有している。
- ・福祉用具を管理する部署（組織）と管理の方法が明確になっている。

一般的には福祉用具は入所者の自立支援を促進する有効なツールであることの認識はあるが、個々の入所者への適用をどこまでやるかについての目標設定がなされていない状況がある。

→まずは、個々の入所者への適用水準を高めることの重要性の普及を図るべきではないか。

→その上で、各施設において福祉用具の活用に関する考え方、取扱いの方針を検討することが重要。

（2）福祉用具の管理・メンテナンスの体制

（一般的状況）

- ・福祉用具の整備を計画的に取り組んでいる施設は少数であり、「状態像に合わせた自立支援の実現」の具体的な手段が確保されていない状況である。
- ・福祉用具の管理・メンテナンスは、施設の管理運営業務の中で1つの独立した分野として認識されていない状況と考えられる。

（先進施設では）

- ・具体的な体制は均一ではないが、施設の組織構成に応じてしかるべき部署が管理・メンテナンスを担当する仕組みが作られている。

- ・管理の方法についても施設運営の特性、考え方に即して業務の中からやりやすい方法が産まれてきている。

1. で指摘した認識の派生として、福祉用具を有効に活用するためには管理・メンテナンスにも一定の知識と手間を要するとは認識されていない状況がある。

→1. で指摘した認識の普及と合わせて、福祉用具の管理は施設の管理運営業務の中で1つの独立した分野であるとの認識の普及を図るべきではないか。

→合わせて、福祉用具の管理は専門的な知識と対応を要するものであることの認識も普及させることが重要。

(3) 福祉用具の適用判断、利用指導を核とした対応の促進

(一般的状況)

- ・福祉用具の適用判断、利用指導の体制については、リハ専門職の配置が義務づけられている介護老人保健施設と、義務づけられていない福祉施設との違いが大きい。
- ・介護老人保健施設では福祉用具の適用判断、利用指導に関してリハ専門職中心に対応する体制となっているが、福祉施設では介護職中心の対応である。
- ・介護老人保健施設でも、リハ専門職中心で対応する施設と、リハ専門職と介護職との協議（チーム体制）で対応する施設とが半々の状況である。
- ・入所後の対応についても、入所者の退所を前提とする介護老人保健施設と前提としない介護老人福祉施設では対応の方針が異なっている。基本的に保健施設は退所時の指導を行っている。
- ・福祉用具の利用に関する技術、知識は、多くの施設において、研修により職員に普及を図るべき技術・知識のとしての位置づけがなされていない。

(先進施設では)

- ・リハビリテーションとケアの関係の中から個々の目標設定がなされ、ケアとの接点を考慮して福祉用具の適用判断、利用指導がされている。
- ・ケアスタッフも対象とした研修等が行われ、施設職員全体が福祉用具に関して一定レベルの知識を有することになる。

→福祉用具利用に関する認識の普及促進は、リハ専門職が配置されており、退所時の福祉用具利用指導がある程度行われている介護老人保健施設から展開するのが実際的ではないか。

→介護老人保健施設については、介護スタッフが福祉用具の管理に携わる体制となっていることから、介護スタッフ向けの福祉用具利用指針等の普及を図ってはどうか。

→介護老人福祉施設については、先進施設事例情報の普及、リハ専門職による定期的指導機会の創出など、福祉用具利用への関心喚起からのアプローチが実際的ではないか。

(4) 福祉用具供給事業者との連携

(一般的状況)

- ・福祉用具事業者との相談、連携は「必要が生じた時」の都度対応のパターンが主流とみられる。
- ・定期的な接触機会がつかられていないので、福祉用具事業者から提供されるの情報も蓄積されていない。
- ・福祉用具事業者との相談、連携は、入所者の入所中の生活が主な対象となっている。介護老人保健施設では退所後の生活環境整備までフォローする取組がある程度定着している。
- ・入所者の生活の連続性を維持する視点が重視されるようになると、入所前の生活環境確認の段階から福祉用具事業者と相談、連携する機会が拡大する可能性が考えられる。

(先進施設では)

- ・連携の形は均一ではないが、かなり密度の高い連携を実現している。
- ・貸与事業者は施設内での福祉用具にかかわるだけでなく、むしろ入所者の入所・退所に密着して施設の中から外、外から中へ移行するフェーズでの対応に重点がある。

実際的な連携関係を構築するためには、介護老人保健施設と介護老人福祉施設とでは入所・退所のパターンが異なること、職員の職種構成も異なることを踏まえたアプローチを行うことが重要である。

- まずは、3. で提案した施設側への関心喚起の働きかけを福祉用具事業者（福祉用具専門相談員）が担えるのではないか。
- 入所、退所に際しての生活環境の連続性維持の観点から、福祉用具事業者が、在宅の生活環境と施設の環境との連続性ある情報の提供、連続性を維持するための提案などの役割を担えるのではないか。
- これらを実施するために、福祉用具事業者としては、介護老人保健施設に対してはリハビリテーション専門職を、介護老人福祉施設に対しては福祉用具調達の担当者を窓口としてアプローチすることが有効ではないか。

(5) 施設における福祉用具利用の促進に向けて

(一般的状況)

- ・入所者の自立支援の観点から、個々の入所者に適合した福祉用具を適合したい要望は大きい。
- ・その調達手段として福祉用具貸与への期待は大きい。特に介護老人保健施設でより期待が大きい。

(先進施設では)

- ・入所者の個別特性に対応する観点から、在宅と同様に福祉用具をレンタルできることが望まれている点が共通している。
- ・施設における福祉用具活用は、多様な福祉用具を施設へ供給することだけでなく、利用者の入所、退所といった変化に対応して適切な福祉用具を供給する仕組みを有している。

→施設側の「期待」を施設運営における具体的な対応に結びつけるための方策、仕組みの検討を福祉用具事業者全体で進めるべきではないか。

→仕組みの検討に際しては、施設において福祉用具の活用を拡大することの分かりやすい目標(在宅と同じ環境の実現など)の設定が重要ではないか。

→そうした方策、仕組みを継続的に協議する機会あるいは組織の設置が必要ではないか。

4-2. 高齢者施設における福祉用具利用の目標設定

(1) 福祉用具利用の現状についての考察

調査の結果、多くの高齢者施設における福祉用具利用の現状と先進施設での取組のギャップが浮き彫りになった。しかし先進施設の取組は、そのまま他の高齢者施設の目標とはなり得ない。先進施設とその他大多数の施設では、福祉用具の役割・機能に関する認識が大幅に異なっていると考えられる。

先進施設においては、利用者の自立促進を実現するために積極的に活用する道具であり、目的に応じて種々の機能を次々に使い回す道具が福祉用具である。

その他大多数の施設においては、福祉用具は入所者の施設内での生活を維持するために欠かせない道具ではあるが、そこにあるものを目的に向けて何とか使ってみる受け身の道具にとどまっている。

この違いが生じる背景には、入所者のADLあるいはIADLの目標設定についての施設の姿勢、考え方の違いがあると考えられる。この考え方の違いを追求することは本調査の目的ではないのでこれ以上議論することは避けるが、福祉用具の利用の違いの背景にこうした考え方の違いがあり得ることは認識しておいて良いのではないかと。

(2) 高齢者施設における目標設定

(1) で考察したような背景の中で高齢者施設における福祉用具利用をどのように進めることができるかを検討した。その結果、高齢者施設における福祉用具利用の目標像をしめすことが提案された。目標設定の考え方として下記の項目が指摘された。

① 分かりやすい目標を検討

入所者のADLあるいはIADLの目標設定に関する背景構造を議論するまでもなく、福祉用具利用について高齢者施設全体で共有できる目標を設定することが重要である。

② イメージしやすい目標を検討

概念的な目標では施設毎の解釈による相違が生じるため、有効活用の働きかけもポイントが定めにくくなる。概念的な目標ではなく、入所者の生活状態のイメージとして共有しやすい目標を設定することが重要である。

こうした検討に即した福祉用具利用促進の目標として以下を提案することとした。

高齢者施設における福祉用具利用の目標：

「施設においても在宅と同程度の福祉用具利用環境を実現する」

ここでいう「在宅と同程度の福祉用具利用環境」が意味するのは主に下記の項目である。

○利用者の状態変化に応じた交換利用が可能

在宅介護においては福祉用具貸与サービスを用いて生活行動の環境を整える。在宅サービスにおいては定期的なモニタリングによって利用者の状態変化が把握されるとともに、状態変化に応じてケアマネジメントの目標が見直される。

このとき、利用している福祉用具も合わせて見直され、必要に応じて利用する用具を変更することになる。貸与サービスはこうした用具の変更にも円滑に対応することができる。

(在宅における交換利用の考え方と交換利用の実態については次ページの参考資料を参照。)

○利用者変更時の消毒の徹底による衛生管理

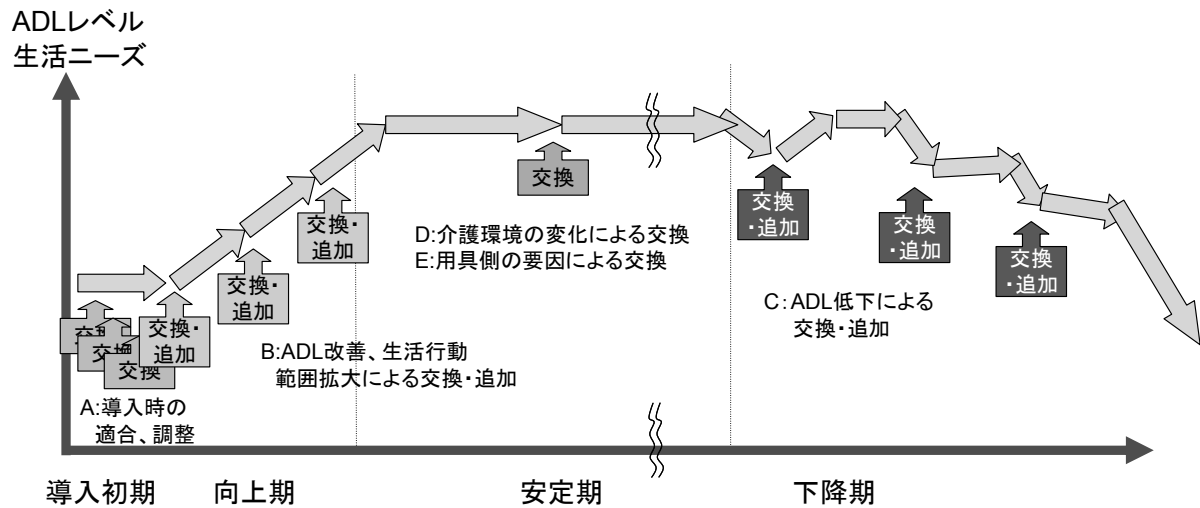
福祉用具貸与サービスにおいては、在宅に搬入されて開封された福祉用具は、実際の利用の有無にかかわらず回収された時点で漏れなく消毒行程に回される。試用比較のために搬入されて「試しに座ってみた」、「試しに使ってみた」だけで持ち帰った用具も漏れなく消毒される。これによって用具の衛生状態は高い水準で維持され、新たな利用者も安心して用具を使うことができる。

参考資料：在宅における福祉用具の利用環境

(出展：「状態像に応じた風刺用具の交換利用の効果に関する調査」

平成 22 年 3 月 日本福祉用具供給協会)

福祉用具の長期利用のモデル



在宅介護においては上図のような福祉用具の交換利用のモデルを想定することができる。交換が想定されるパターンは以下のように想定されている。「D：介護環境の変化による交換」は介護環境が管理されている施設ではあまり発生しないと考えられるが、その他のパターンは施設においても考えられる。

A：導入時の適合、調整

身体の状態、居宅の環境により適合した用具を選択するために複数の用具を試用など。

B：ADL改善、生活行動範囲拡大に対応した福祉用具の交換、追加

外出可能になり外出用車いすを追加、自立歩行が可能になり車いすから歩行器に交換など。

C：ADL低下に対応した交換、追加

自立歩行が困難になり歩行器から車いすへ交換、T字つえから4点つえへ交換など。

D：介護環境の変化による交換

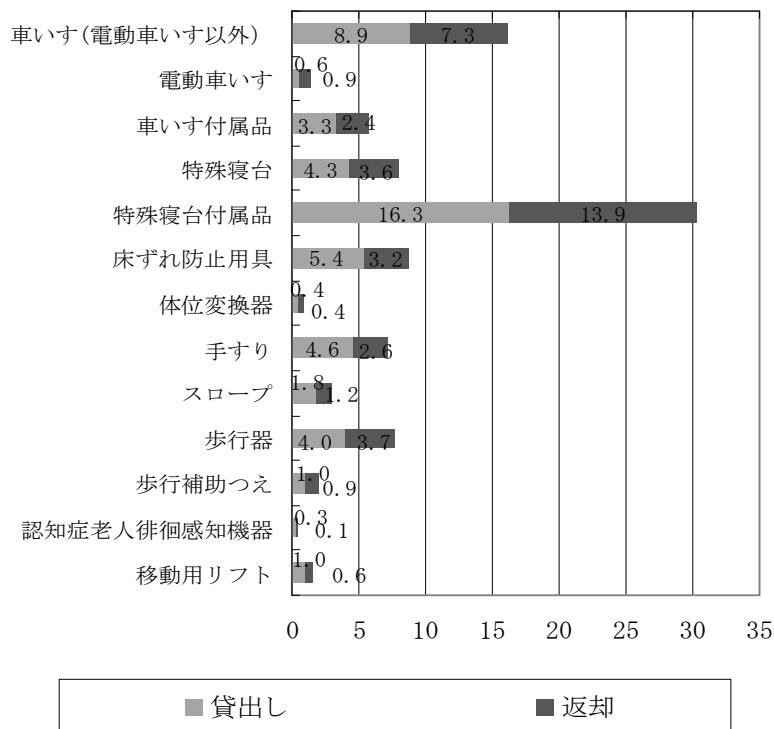
家族介護者が高齢となり立ち上がり補助が困難になり、特殊寝台を追加など

E：用具側の要因による交換

用具自体の不具合が生じたので交換など。

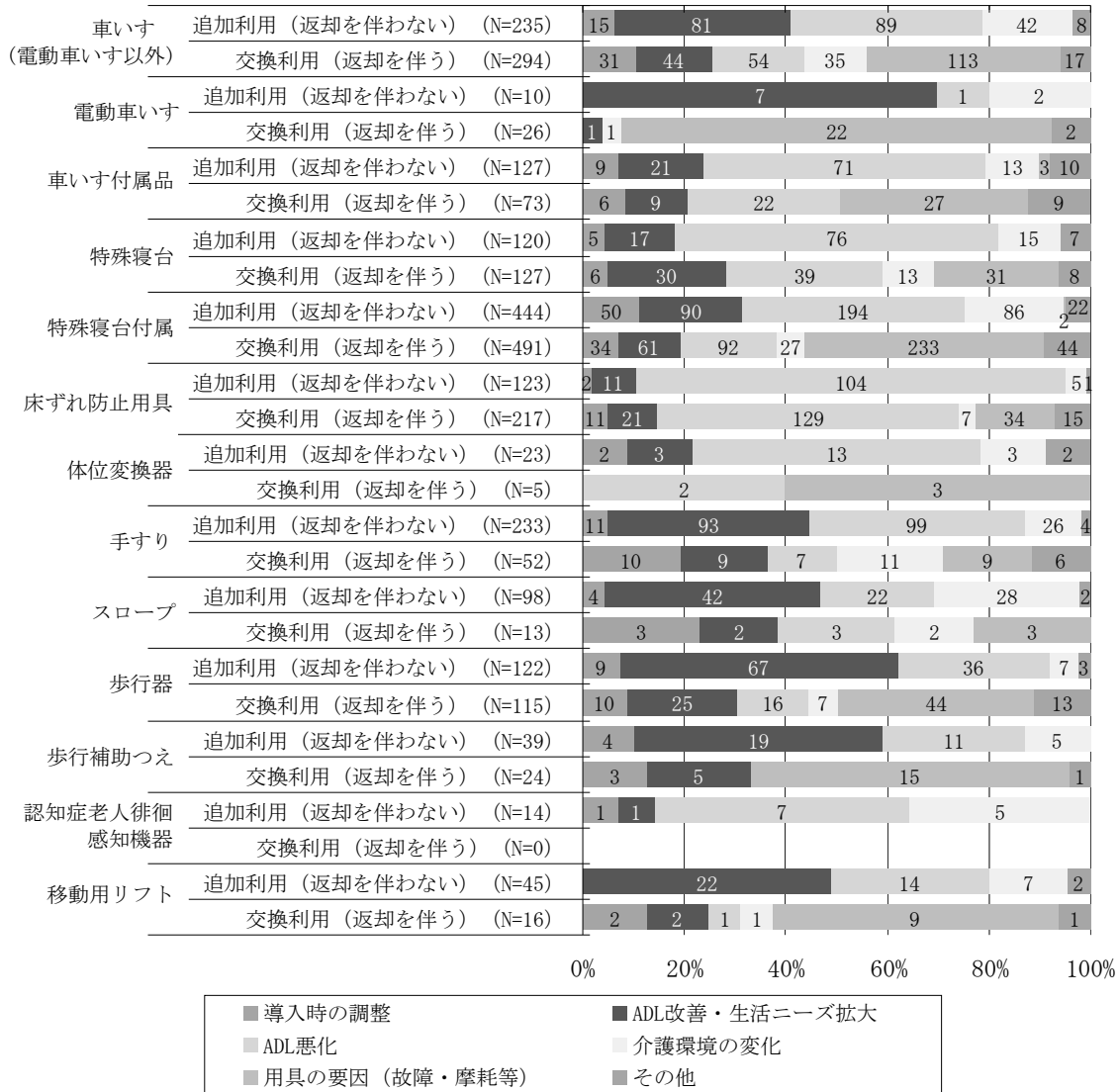
新規の貸出、死亡・入院などによる返却を除いた貸出、返却（＝交換利用による貸出、返却）は下記のような実績があることも実態調査で把握されており、在宅での交換利用が機能していることが示されている。

【記録シート】1ヶ月間の福祉用具種類別の貸出し・返却件数（利用者1,000人あたり）

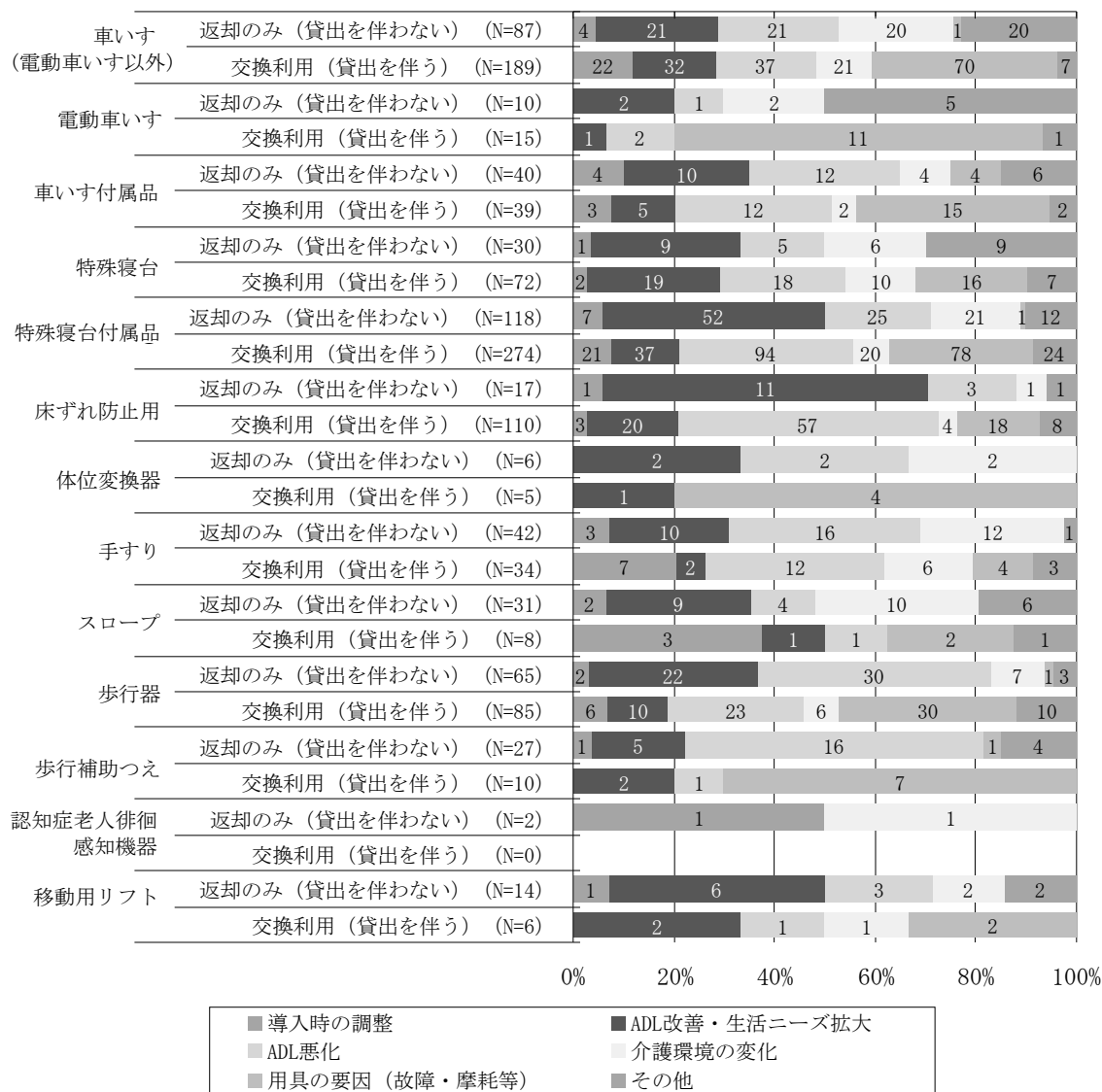


また、実態調査によれば用具の貸出時、返却時ともに交換利用の実績件数がかかり記録されており、その理由も「交換利用のモデル」で想定したパターンそれぞれに実績があり、実態に即したモデルであることが示されている。

【記録シート】貸出の際の理由（福祉用具別）

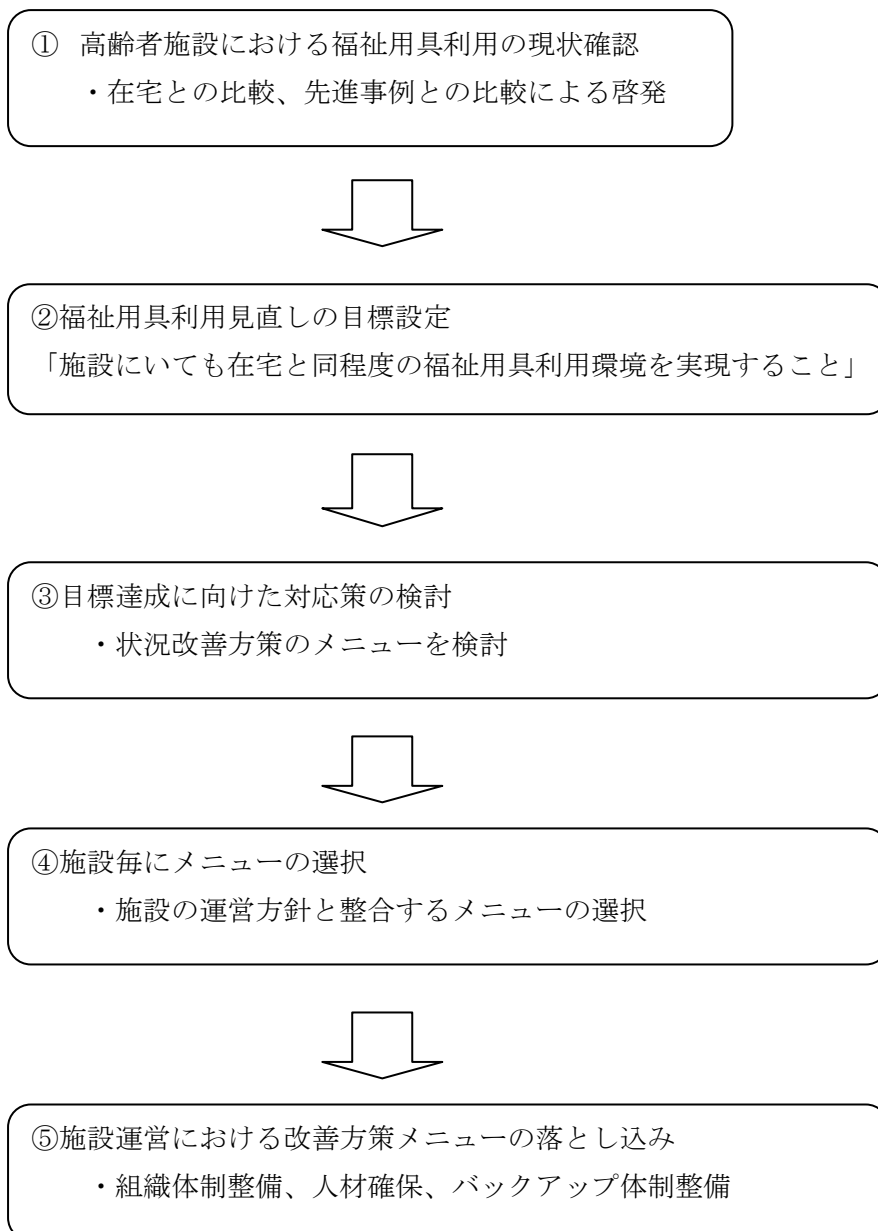


【記録シート】返却の際の理由（福祉用具別）



4-3. 福祉用具利用の目標に向けた働きかけの手順

4-2. で設定した目標に向けて高齢者施設における福祉用具利用を促進していくための働きかけの手順として以下を検討した。



以下では、手順の各プロセスにおける考え方を整理しておく。

① 高齢者施設における福祉用具利用の現状確認と啓発

在宅における福祉用具利用環境との比較、先進事例における福祉用具利用の実態と効果などについてデータに基づいて広報するなどして問題意識を喚起し、改善に向けての意識啓発を行う。

②福祉用具利用見直しの目標設定

4-2. で提案した「施設においても在宅と同程度の福祉用具利用環境を実現すること」などの高齢者施設における福祉用具利用の見直し目標を、福祉用具関係者全体で共有する。

こうした目標設定を日本福祉用具供給協会あるいは他の福祉用具関係団体などで組織の活動計画の中で位置づけを行い、組織的な取組活動の根拠とする。

③目標達成に向けた対応策の検討

高齢者施設において目標に向けた行動を喚起するためには、高齢者施設が取り組みやすい対応策を提案することが重要である。

さらに、それらに取り組むことについてインセンティブないしペナルティを伴うルールとして制度的な位置づけを与えることがより効果的である。

対応策の例として以下のような方策が考えられる。

- ・施設の事業計画で福祉用具の活用方針の記載を位置づける
- ・施設の事業計画で福祉用具整備計画を作成することを位置づける
- ・施設の事業計画で福祉用具の管理・メンテナンスの記載を位置づける
- ・施設の人材育成策として施設職員を対象とした研修の一環で福祉用具研修を位置づける
- ・福祉用具の調達・運用体制で外部の専門職や福祉用具事業者との連携を奨励する
- ・福祉用具の利用方法や利用効果に関する情報共有の仕組みづくりを奨励する。
- ・福祉用具の開発や利用方法の開発に協力することを奨励する。

制度的な位置づけを与えるという意味では、これらの方策を施設の運営基準として位置づける、あるいは処遇改善や体制整備の観点から介護給付費の加算の対象として奨励するなどの手法が考えられる。しかしその検討の時期としては、①で提案している意識啓発の効果が確認されてからと考えるのが現実的である。

また、こうした施設に落とし込む方策の検討と平行して、関連団体が率先してモデル事業を実施し、対応策の導入効果を検証しその結果を広く広報することなども重要である。

④施設毎にメニューの選択

施設としては、③で例示したような方策から施設の運営理念、運営方針と整合する方策を選んで実施を検討することとなる。運営理念、運営方針と整合した方策を選択することが重要であり、不整合な方策に取り組むと施設運営全体を混乱させることにもなりかねない。施設の運営目標に対して福祉用具の活用促進がどのようなメリットをもたらすと考えるのか、現実的な体制、仕組みを構築できるかといった検討を独自に行うことが重要である。

⑤施設運営における改善方策メニューの落とし込み

施設の運営理念、運営方針との整合が確認されたら、具体的な運営体制への落とし込みを検討する。組織体制整備、人材確保、運営のバックアップ体制整備などを検討することになるが、コスト面への影響などにも留意し、外部の資源の有効活用なども十分に検討することが重要である。